

船舶事故調査報告書

平成26年3月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成24年12月31日 15時05分ごろ～15時10分ごろの間）
発生場所	東京都小笠原村父島西方沖146海里付近 （概位 北緯27°06.5′ 東経139°28.7′）
事故調査の経過	平成25年1月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八 ^{ひろ} 浩丸、17トン MZ2-10374（漁船登録番号）、株式会社第八浩丸 14.57m (Lr) × 3.69m × 1.87m、FRP ディーゼル機関、479.00kW、平成21年7月5日 第294-24129号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年8月8日 免許証交付日 平成20年8月11日 （平成25年8月10日まで有効） 機関長 男性 45歳 六級海技士免状 免許年月日 平成5年9月22日 免状交付年月日 平成20年7月22日 免状有効期間満了日 平成25年9月21日 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年9月26日 免許証交付日 平成22年7月27日 （平成27年9月25日まで有効） 甲板員A（インドネシア共和国籍） 男性 19歳
死傷者等	行方不明 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員Aほか3人が乗り組み、平成24年12月28日、父島西方沖の漁場（北緯28°15′ 東経137°40′）

	<p>に到着してまぐろ延縄の操業を行いながら、徐々に漁場を移動し、12月31日04時30分ごろ4回目の操業を開始した。</p> <p>本船は、約2ノットの速力で南進して揚縄中、漁ろう長を兼務していた機関長が操舵室で操船し、船首甲板において、船長及び機関員が漁ろう機械の操作を、甲板員A及び甲板員Bが揚収した枝縄や浮玉の格納作業をそれぞれ交代で行っていた。</p> <p>甲板員Bは、幹縄から浮玉を取り外し、15時05分ごろ甲板員Aに手渡した後、船首方を向いて枝縄の揚収作業を続けた。</p> <p>機関長は、15時07分ごろ甲板員Aが船首甲板にいないことに気付き、すぐに戻るよう船外放送をしたが、戻ってこないため、機関員に船尾の浮玉の格納場所付近を探してくるように指示したところ、見付からなかった。</p> <p>機関長は、本船を停止させ、乗組員と共に船内を捜索し、15時10分ごろ船内にいないことが判明したので、僚船2隻と所属の漁業協同組合に連絡を行い、漁業協同組合を通じて海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した僚船、海上保安庁の巡視船及び航空機と共に平成25年1月3日の日没まで海上の捜索を行ったが、甲板員Aを発見できず、捜索を打ち切り、甲板員Aは、行方不明となった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m、海水温度 約20℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、健康であった。</p> <p>甲板員Aは、揚縄中にヘルメット及び長靴並びに青色のカップ上下の上から救命胴衣を着用していたが、捜索中、これらの着衣等及び運んでいたと思われる浮玉を発見することができなかった。</p> <p>本船は、船首甲板の作業場所から右舷船尾の浮玉の格納場所までの距離が、約11mであった。</p> <p>甲板員Aは、本事故発生時の半年ほど前に本船に乗船し、日常の漁ろう作業の流れを理解しており、揚縄中、いつも船首甲板で揚収した浮玉を船尾の格納場所に運ぶ作業を行い、本事故当時、浮玉を船尾の格納場所へ運びに行ったものと乗組員全員に思われていた。</p> <p>甲板員Bは、甲板員Aに浮玉を手渡した後、船首方を向いて作業を続けており、船長、機関長及び機関員は右舷船首方から揚収中の枝縄に注意を向けており、誰も甲板員Aを見ていなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、波高約2mの海域で操業していたが、これは日常的な状況であり、特に大きいと感じる船体動揺はなかった。</p> <p>本船は、甲板室の両舷側に幅が右舷側約1m、左舷側約75cmの波よけの側壁及び天板で覆われた通路が設けられ、右舷通路の船首側出入口付近には、航海甲板へ上がる階段が設置されていた。</p> <p>本船は、本事故当時、左舷側通路の船尾側に枝縄を格納したコンテ</p>

	<p>ナが積み重ねてあり、乗組員が浮玉を格納場所まで運ぶときには、右舷側の通路を使用していた。</p> <p>本船は、本事故当時、漁獲物の取り込みを行う舷門を閉鎖していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aは、行方不明となった。</p> <p>本船は、父島西方沖の漁場で揚縄中、甲板員Aが、15時05分ごろ、甲板員Bから浮玉を手渡された後、機関長が、船首甲板に甲板員Aがいないことに気付き、乗組員と共に船内を捜索し、15時10分ごろ甲板員Aが船内にいないことが判明したことから、この間において、甲板員Aが落水した可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aは、落水した可能性があると考えられるが、目撃者がいないことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が父島西方沖の漁場で揚縄中、甲板員Aが落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>